掛金	次の合計額を掛金として計上しております。 ・退職手当共済契約の締結にかかる掛金で、４月１日現在の被共済職員の掛金収入 ・４月２日以降加入した被共済職員の掛金収入
返納金	退職手当給付金の年度を経過した過誤払金の戻入額を計上しております。
受取保険料	次の合計額を受取保険料として計上しております。 ・都道府県、指定都市からの受取保険料収入 ・都道府県、指定都市からの特例受取保険料収入
保険金	次の合計額を保険金として計上しております。 ・保険加入者（保護者）が死亡した場合の生命保険会社からの保険金収入 ・都道府県、指定都市からの特例保険金収入 ・弔慰金給付保険金支払いのための生命保険会社からの受入金 ・特別弔慰金給付金支払いのための生命保険会社からの受入金
退職手当給付費支払資金繰入	退職手当給付費支払資金への当該事業年度の繰入額を計上しております。
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益	心身障害者扶養保険責任準備金への当該事業年度の戻入額を計上しております。
退職手当給付費支払資金戻入益	当該事業年度の退職手当給付金等に充てるための戻入額を計上しております。

５．貸借対照表関係

⑴　退職給付引当金の見積額　　2,680,855,073円

⑵　賞与引当金の見積額　　154,721,805円

※　上記見積額は、運営費交付金により財源措置されていることから退職給付引当金及び賞与引当金を計上していない一般勘定、共済勘定及び保険勘定に係る同引当金の見積額となっております。

６．キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	104,786,533,254円
大口定期預金	△64,800,000,000円
資金の期末残高	39,986,533,254円

７．行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額17,113,001円のうち、国からの出向職員に係る額は4,376,700円となっております。

８．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

⑴　独立行政法人改革等に関する基本的な方針について

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）において、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、法人の政策実施機能の最大化と官の肥大化防止・スリム化の両立を図ることを目的として、法人共通の制度、運用の見直しについて、講ずべき措置が取りまとめられたほか、当機構について講ずべき措置として次の内容が定められ、第186回及び第189回国会にて法案が審議され成立しております。

【福祉医療機構】

○中期目標管理型の法人とする。（第186回国会　閣第78号）

○財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入する。（第189回国会　閣第23号）

○承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、資金の効率的運用の観点から、現在年１回とされている回収金の国庫納付を定期的に行えるよう所要の措置を講じる。（第189回国会　閣第23号）

⑵　金融商品の時価関係

①　金融商品の状況に関する事項

ア　金融商品に対する取組方針

○一般勘定

当勘定は、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下、「機構法」という。）第12条に基づき、貸付事業等を実施しております。これらの事業を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入並びに福祉医療機構債券の発行により資金を調達しております。

○共済勘定

当勘定は、機構法第12条及び退職手当共済法に基づき、退職手当共済事業を実施しております。この事業を実施するため、退職手当給付費支払資金を設けております。

○保険勘定

当勘定は、機構法第12条に基づき、心身障害者扶養保険事業を実施しております。この事業を実施するため、心身障害者扶養保険資金を設けております。

○年金担保貸付勘定

当勘定は、機構法第12条に基づき、貸付事業を実施しております。この事業を実施するため、金融機関からの借入及び福祉医療機構債券の発行により資金を調達しております。

○労災年金担保貸付勘定

当勘定は、機構法第12条に基づき、貸付事業を実施しております。この事業を実施するため、国から政府出資金を受けております。

○承継債権管理回収勘定

当勘定は、機構法附則第５条の２に基づき、貸付金の管理及び回収業務を実施しており、当該貸付金は、国から政府出資金を受けております。

イ　金融商品の内容及びそのリスク

○一般勘定

当勘定が保有する金融資産は、主として国内の法人ないし個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。

また、借入金及び福祉医療機構債券は、一定の環境の下で当機構が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

○共済勘定

当勘定が保有する金融資産は、主として退職手当給付費支払資金における預金等であり、これらの運用は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下、「通則法」という。）第47条の規定に基づく方法に限定されております。